

大規模災害時における支援活動に関する協定書

名古屋消防組合（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県エルピーガス協会名古屋地区会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

【目的】

第1条 この協定は、甲の管内で災害等の発生時（以下「災害等」という。）において、乙は乙の会員が保有する液化石油ガス燃料及びガス機器（以下「LPGガス等」という。）の供給並びに高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づき、有資格者（以下「技術者」という。）の派遣に努め、甲が行う徳島県内応援隊又は緊急消防援助隊が出勤時の受援体制及び活動支援を円滑かつ迅速に行えるよう協力することを目的とする。

【災害等の定義】

第2条 甲が認定した災害

（乙の行うべき平常時の準備）

第3条 乙は、甲の災害等の対応を支援するために、平常時から次の各号に掲げる項目についての整備に努めるものとする。

- (1) 技術者の連絡体制について
- (2) 乙のLPGガス等の供給体制の整備について

（乙の支援内容）

第4条 甲の災害等に対応を支援するため、乙は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 甲からの支援要請に基づき、乙の会員が保有するLPGガス等の供給を基本に活動支援を実施するものとする。（別表1）
- (2) 甲は、被災状況等の情報を収集整理し、甲の要請により乙は技術者の動員及び支援活動を実施するものとする。

（要請の方法等）

第5条 要請は、原則として依頼書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに依頼書を提出するものとする。

2 甲は、要請に当たって協力を要請する期間及びその他必要な事項を、乙に連絡するものとする。

3 前項の協力を要請する期間は、甲が災害等の状況により支援が必要と認めるときは、乙と協議の上、延長することができるものとする。

（支援活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援活動は無償を基本とするものとする。

2 LPGガス等の納品及び設置に関する費用については有償とし、別途精算をするものとする。

3 乙は、前項の支払いを、消費税等とともに書面で甲に請求するものとし、甲は乙の指定する口座に当該請求月の翌月末までに支払うものとする。

（LPGガス等の納品）

第7条 甲はLPGガス等の納品及び設置場所を指定することとし、乙が当該納品場所へ納品、設置するものとする。

（連絡責任者等）

第8条 甲乙は、協力要請の手続を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、災害時には連絡調整員を速やかに定めるものとする。（別表1）

（報告等）

第9条 甲乙の連絡責任者は、災害等に支援を求まないよう定期的に連絡体制、連絡方法等について協議することとし、その相互確認に努めるものとする。

2 乙は、この協定に基づき、協力の実施できる甲管内の事業所の名称、所在地、電話番号及び連絡責任者等の必要な事項を、甲に報告するものとする。（別表1）

3 乙は、前項の規定により報告した事項に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

4 乙は、LPGガス等の納品及び技術者の支援後は、甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了日の1ヶ月前までに、双方いづれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間終了日から起算して1年間更新するものとし、以降もまた同様とする。（協議）

第11条 甲乙は、この協定の実施に関し、必要な細部手続及びこの協定に定めない事項については、甲乙の協議上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通保有するものとする。

令和5年12月1日

甲 名古屋石井町高川原宇高川原66番地8
名古屋消防組合管理者

石井町長 小林 智仁



乙 一般社団法人徳島県エルピーガス協会名古屋地区会

地区長 細井 孝之

